

令和2年9月22日

各クラブ長 各位

愛媛県スキー連盟
会長 渡部 和典



冬季国民体育大会の参加資格（ふるさと選手制度）について

清涼の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件について、第76回(令和3年)冬季国民体育大会より参加資格が一部変更になりました。各クラブで該当者の方がおられましたらご連絡いただき、期日までに手続きをして頂きますようお願いいたします。

- ◆ 参加選手の所属都道府県が統一され「居住地を示す現住所」「勤務地」「ふるさと」の3か所のいずれからかの参加になり、「ふるさと選手制度*」が導入されました。
- ◆ 愛媛県出身で他県の大学に進学したり、就職したりしている選手が愛媛県（予選会から適用されます）から国体に参加する場合は「ふるさと登録」（様式1-A）が必要です。
- ◆ 一度登録した「ふるさと選手」が連続して国体に出場する場合については毎年の届出「ふるさと選手制度使用申請届」（様式1-B）が必要です。
- ◆ 手続きの不備により参加できなかったということのないようにしてください。

*「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校、卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のことです。

- ◎ 「ふるさと登録」をされる方、同封の「ふるさと登録届」（様式1-A）
- ◎ 一度登録した「ふるさと選手」の方「ふるさと選手制度使用申請届」（様式1-B）に記入、押印の上、12月15日（火）までに下記まで郵送願います。
- ◎ 不明な点は下記までお問い合わせください。

〒799-1322 愛媛県西条市国安 713-10

一色 正浩

TEL：090-8979-8995

Email：yeti@peace.ocn.ne.jp